

目 次

第1回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月13日）	3
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月14日）	11
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月15日）	23
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月19日）	33
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月20日）	37

第 1 回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和55年 2月13日

会期 8日間

閉会 昭和55年 2月20日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
2月13日	水	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号～議案第9号 提案説明
2月14日	木	本会議	午前10時	議案第9号(検討) 質疑
2月15日	金	本会議	午前10時	議案第9号 動議提出、調査結果報告 質疑、討論、採決 議案第1号～議案第8号(検討) 会期の延長
2月16日	土	休 会		
2月17日	日	休 会		
2月18日	月	休 会		
2月19日	火	本会議	午前10時	議案第1号～議案第8号(検討)
2月20日	水	本会議	午前10時	議案第1号～議案第8号(検討) 質疑、討論、採決 閉 会

第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和55年2月13日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和55年2月13日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年2月13日 午後4時38分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 経 済 課 長 仲 村 順 三 君
総 務 課 長 金 城 清 君 書 記 島 田 哲 夫 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第9号 国頭地区消防組合の設立について

日程第4 議案第1号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第6号 昭和54年度大宜味村一般会計補正予算

日程第10 議案第7号 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第11 議案第8号 大宜味村営田嘉里地区土地改良事業計画について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。

よって、昭和55年第1回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、9番 松島重克君、10番 前田貞四郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため、休憩いたします。

休 憩 (午前10時02分)

再 開 (午前10時06分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日より2月15日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は3日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時07分)

再 開 (午前10時10分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第9号より日程第11 議案第8号までを一括議題といたします。

順次村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第9号について、地方自治法第284条第1項の規定により、国頭村・大宜味村及び東村は、消防及び救急に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、国頭地区消防組合を設立するものとする。

これは、国頭村・東村・大宜味村で、消防の組合を設立しようというふうなことで、この議案を提出いたしているわけです。

消防行政の広域化を図り、消防体制の充実強化と合理的効率的運用を確立し、もって住民の生命・財産をまもり、社会福祉を増進するため本組合を設立すると、これが設立の理由で

ございます。

これにつきましては、資料として添付しておりますが、去年の10月に、その消防の一部事務組合を作ろうということで、3村が話し合っています。

その前に、担当者の方でいろいろ話し合っていて準備してきているわけですが、54年10月19日には、はっきりした方向性を示した会合を持って設立の方向にもっていこうということに話し合いましたわけです。

それで、去った5日に、3村の消防組合の設立準備会を持ちまして、その規約等の審議をしているわけです。

今日審議していただきますところの国頭地区消防組合の規約の内容につきましては、総務課長の方から、朗読説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ **総務課長（金城 清君）** 国頭地区消防組合の設立についての趣旨は村長の方からありましたので、規約を読み上げて説明に代えます。

（朗読して説明に代える。）

○ **村長（根路銘安昌君）** 議案第1号についてですが、議長報酬117,000円を129,200円に、副議長の報酬98,000円を110,200円に、議員の報酬90,000円を100,700円にそれぞれ改めたいということです。

上げ幅につきましては、議長・副議長が12,200円、議員が10,700円となっています。

この条例は、公布の日から施行して、昭和54年4月1日から適用したいと、それから、昭和54年4月分から昭和55年2月分まで支給された報酬及び期末手当は、内払いとみなすとやっています。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議案第2号についてですが、別表中の32,000円を34,000円に、26,000円を28,000円に、4,800円を5,000円にそれぞれ改めたいというふうなことです。

おのおの2,000円を増額し、日額については200円を増額しているわけです。

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。ただし、日額については、昭和55年4月1日から適用すると、昭和54年4月分から昭和55年2月分まで支給された報酬は内払いとみなすとやっております、日額について2、3の町村間い合わせてみましたら、日額についてはさかのぼって支給しないという所もありましたので、日額については、55年の4月1日から適用したいというふうなことで提案しているわけです。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議案第3号についてですが、村長の給料368,000円を380,000円に、助役の給料298,000円を307,800円に、収入役の給料280,000円を288,800円にそれぞれ改めたいということです。

上げ幅は、村長で12,000円、助役で9,800円、収入役は8,800円でございます。この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。昭和54年4月分から昭和55年2月分まで支給された給料及び期末手当は内払いとみなすと、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第4号についてですが、274,000円から285,000円に改めたいということです。

上げ幅は11,000円になっています。これにつきまして他の所を調べてみますと、やや収入役に近い、或いは同額というのが教育長の給与になっていますので、それにやや近づけるために、上げ幅を少し上げているわけです。この条例は、公布の日から施行し昭和54年4月1日から適用する。昭和54年4月分から昭和55年2月分まで支給された給料及び期末手当は内払いとみなすと、よろしくご審議のほどお願いします。

議案第5号についてですが、扶養手当の配偶者9,000円を10,000円に、配偶者以外の2,700円を3,000円に、5,500円を6,500円にそれぞれ改めたいと思っています。

それから別表第1及び別表第2をそれぞれ別紙のとおり改める。これにつきましては、職員の給料表の改定でございますが、前に期末手当を550から520に下げたわけです。その見返りとしたしまして、平均1,000円を基本給に組み入れしようということで、それを率にいたしまして0.67%を組み入れてあります。更に平均いたしまして7,000円をベースアップするということで配分いたしまして、率を定めて給料表を作成いたしています。

この条例は、公布の日から施行して昭和54年4月1日から適用すると、それから昭和54年4月分から昭和55年2月分まで支給された給料、扶養手当及び期末手当は内払いとみなすと、提案いたしているわけです。よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時50分）

再 開（午前10時55分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

引き続き提案説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第6号についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,044千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,271,965千円とする。

今度の補正につきましては、歳入の方では主に、国庫支出金、県支出金の補正増、それから村債の補正減というふうになっています。

歳出につきましては、先程説明申し上げました条例改正に伴う人件費の補正、更に県補助金との関連で構造改善事業の補正増でございます。

これは、村といたしまして、来年度予定いたしておりましたところの喜納地域の簡易水道が県の方から今年でやることは出来ないかという申し入れがありまして、年度末ではありませんが、いろいろ県とも相談いたしまして、計画よりも早目まして執行しようということで予算を計上いたしているわけでございます。

更に民生費におきましては、保育所の55年度造る予定にしまして、事業採択のための基本図を早くやらなければいかんということで予算計上いたしているわけです。

更に土木費の方で、補正で取りました喜如嘉、謝名城線の道路の補修が、実際に設計してみますと不足であるということで、その不足分を補正いたしています。

更に、農村環境改善センター敷地の事業費を減額いたしています。当初計画いたしていたのは、造園までの予定でやっていましたが、建物が完成しなければ造園は出来ないというふうなことで減額いたしています。それと関連いたしまして、起債を予定いたしておりました村債も変更をいたしているわけです。

更に県補助金の中で、事業そのものには変わりはないわけですが、調査費とかがついてきていまして、それを補正いたしています。主な内容は、そういうふうなものですが、細部にわたっては、総務課長、或いは経済課長の方から説明させますので、よろしくおねがいたします。

○ 総務課長（金城 清君） 数字を読み上げて補足説明いたします。

（朗読して説明に代える。）

○ 経済課長（仲村順三君） 農林水産業費について補足説明いたします。

（朗読して説明に代える。）

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時37分）

再 開（午前11時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

引き続き説明求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第7号についてですが、歳入歳出補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ112千円を追加し、総額128,626千円と定める。

歳入は、国庫支出金と県支出金を見込んでいます。国庫支出金は、助産費補助金、県支出金は葬祭費補助金です。

歳出につきましては、職員給与、運営協議会費、更に助産費の補正でございます。

内容につきましては、担当職員より説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 書記（島田哲夫君） 読み上げて補足説明いたします。

(朗読して説明に代える。)

○ 村長(根路銘安昌君) 議案第8号についてですが、大宜味村田嘉里地区土地改良事業計画(村営農道舗装整備事業)を別紙のとおり計画したので、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求める。

市町村が土地改良を行なう場合においては、知事の認可を受けなければならないというふうな規定があるわけです。そして、市町村は、土地改良事業を行なう場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、当該市町村の議決を得て土地改良事業の計画の概要を定め、その計画の概要その他、必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき、第3条に規定する資格を有する者の $\frac{2}{3}$ 以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならない、とあるわけです。

それで、この件につきましては、別紙にありますように、田嘉里の土地改良区内の海岸から通っている道路を、田嘉里の橋のところまで整備しようということです。これは、昭和55年に向けまして約1,000メートルの舗装をしようというふうなことでございます。目的は、当路線を舗装することにより、走行費用及び維持管理費の節減を図り、併せて生活環境の整備に資するということです。

事業計画の概要は、別紙のとおりとなっております。よろしく審議の程おねがいたします。

○ 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時53分)

再 開 (午後4時37分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時38分)

第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 昭和55年2月14日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年2月14日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年2月14日 午後5時20分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 書 記 平 良 吉 清 君
助 役 新 城 繁 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第9号 国頭地区消防組合の設立について
- 日程第2 議案第1号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 昭和54年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 大宜味村宮田嘉里地区土地改良事業計画について

7. 会議に付した事件

議案第9号 国頭地区消防組合の設立について

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第9号 国頭地区消防組合の設立についてを議題といたします。
議題検討のため暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時20分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより議案第9号の質疑に入ります。
発言を許します。

- 9番（松島重克君） この件は、重要な問題であるわけですが、昨日提案、今日処理しなければいかんということで、もたついているわけです。

又、係職員も資料提供のために、相当苦勞されているのではないかと考えています。

昨日も休憩時に少しお話申し上げたわけですが、この問題につきましては、時間的制約で、急いでいるということで、議会に対する働きかけ、或いは手続きが不足しているということのようであります。

そう申し上げますのは、この一部事務組合の設立について、議長が同意しているということであります。

先程もそれについて議長からお話がありましたが、議長の方としては、議長の事務処理の範囲内で処理したというようなお話であります。

この10月19日に申請されている添付書類の2枚目の3の経緯のイ、議会の審議状況等というところではありますが、この文案については、責任をお持ちですか。

- 村長（根路銘安昌君） 只今のご質問、様式2の3経緯のイのところだと思っています。
皆さんのところにも添付資料が回っていると思うんですが、この同意書に議長も一部事務組合でもって消防業務を行ないたいから、議長もよろしくという話をいたしましたわけです。

それで、議長の同意も得ておりますので、結局イの事項が、3村の議長の同意が得られているということでそういうふうになっているわけです。

- 9番（松島重克君） 今、村長がおっしゃったのは、経緯のイに該当することでありませぬ。

今の答弁は、イには該当いたしません。私はイについてお尋ねしているわけです。

この文に責任が持てるかどうかということです。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに先程の答弁軌道が外れていたわけです。

こういうふうな状況は、確かに十分事務当局が状況を理解しないでやっていることです。

われわれのところには、同意書があればいいというふうなことで、この同意書だけ、3村の事務は国頭村の消防の方でやっているわけです。

同意書だけあればいいということで、同意書をもらいに来たわけなんです。

そういうふうなことで、議会の審議状況とかというふうなものについては、提出して後、係りの方に送られてきたわけですし、これについては確かに審議状況こういうふうなものであるというふうなことを経緯の中に書いているわけですが、十分各村の議会の状況は理解しないでこういうふうに書いているのではないかと思うわけです。

それにつきまして、われわれも後になって分かりまして、手続き上は、同意書だけあればいいということでもらいに来たわけです。

確かにその点矛盾する面もあろうかと思えます。

○ 9番（松島重克君） この問題が、今のお話からしますと、非常に安易に取り扱かれているようですね。

同意書だけあればいいと、じゃあ、めくら判ということになりますよ。

私は、係り職員は勿論のこと、やはり当局の長、助役或いは総務課長は目を通しておられると思うんです。

又、そういう会議にも出席されておられるでしょう。

もし、今の答弁どおりであるならば、国頭村の落ち度ということになりますが、それならそれでもいいですよ。

こういう経緯が表われているということの解明しなければいけない。どういう手順から、こういう結果が生まれて来ているのかということになるかと思うわけですが、大宜味村では、村長、助役、総務課長は、分からなかったということですか。

○ 助役（新城繁正君） 只今の件につきましては、村長よりは私共の方が会議に参加するのが多かったということで、私の方からお答え申し上げた方が話し合いの内容がお分かりいただけるのではないかと思います。

ご指摘のように、消防一部組合を設立するというので作業が始まったのは、8月か9月頃から始まったと思うわけですが、当初の段階では、資料とかが十分整わないと内容がどういものであるのかということが十分分からないということで、3村の係りで資料の収集や本庁との調整をやっているわけです。

その話し合いの進捗状況によりましては、課長段階とか或いは助役を含めてとか、或いは村長が決めるとかというような形の会合が数回にわたって持たれているわけですが、ご指摘の

ように、表現の仕方につきましては、われわれが交わった段階では、こういう審議は実はやられてないわけです。

そこまでは、私共の方は十分察してなかったわけです。

これだけ全部作成してありますのは、或いは、時によっては国頭村の助役或いは総務課長と一緒にあったこともあるかも知れませんが、時によっては私共も都合によって出席しない場合もありますし、今のご質問につきましては、責任のないような言葉になると思いますけれども、今の表現の仕方、議会議長の何々により承諾を得ている表現は、おそらく同意書を取り付けたということの表現に重点があって、中味については、もう少し慎重であるべきでなかったかなあというふうに私は感じているわけです。

その他に補足がございましたら、係りから補足させますのでよろしくお願いいたします。

○ 9番（松島重克君） 今の助役の答弁は、アに関した答弁であります但しそういったしますと、責任の所在は国頭村ということになるかと思うんです。

執行部、議会の立場それぞれございまして、責任を持ってないようなこの表現がどのような影響を及ぼすか、これ以上答弁を求めてもできそうではありませんので、議長休憩をお願いします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時41分）

再 開（午後4時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（新城繁正君） 大変貴重な時間、申し訳なく思っています。

先程も触れましたように、この一部事務組合の設立につきましては、9月あたりから、55年の4月1日ということであれば、作業を早く進める必要があるのではないかというようなことで、3村の係り、総務課長、助役、時によっては村長の段階でいろいろ会議をしまして、資料が集められた時点で招集して話し合いをする。それを確認して更に事務段階に下ろしていくというような形でもってこれまで進めて来たわけです。

私の記録を見てもみますと、10月6日に私にとりましては初めての助役・総務課長、係りの会合がありまして、その段階では、全て一部事務組合についての内容が分からない立場でございましたので、それについて確認をするということでもございました。

その後、1日おいて8日9日にわたって担当者会議を持っています。

その会議で、いろいろな資料を点検したり、本庁と連絡をしたことについての確認をしたりということを行なっておりまして、その間、部分的には金武・宜野座・恩納・今帰仁・本部の消防組合の資料収集には担当者は、東村と一緒にあったり、時には単独でやっています

けれども、それ以後の3村の会合は、1月24日助役、総務課長、係りの段階での話し合いでございます。その時には、規約についての内容、それから署の配置、分遣所、いわゆる組織です。それに伴う負担をどうするか、或いは定数の問題、そういうような問題について確認をして、そういうふうな話し合いがされておまして、その後2月2日に村長まで含めた会合ですが、その時私は出席しておりましたが、それは1月24日の話し合いを受けて、2月5日の準備委員会に向けての最終的な調整であったと思います。

そして2月5日に、それを正式に、規約を法によって議会の議決を経なければならないということになりましたので、一応規約等について議員代表の方々も交えまして準備委員会というものが正式に持たれたということでございます。

その間の申請の段階の事務、それから資料の作成というようなものにつきましては、主に、国頭の消防の方をお願いをしているわけでございますが、勿論、3村の係りの方も作業の分担をしますけれども、事務的なものにつきましては、殆んど防災課の係りの皆様のご指導を仰いで書類を作るというふうな了解のもとに作業が進められていたわけです。

ですから、今回ご指摘のような表現についての逐条の審議は、私共の段階では行なわれていないものがあるわけです。

即ち、事務的なものと言いますか、勿論、内容によっては大事なものもあると思いますけれども、直接防災課の方に出向いて書類を作ったとか、そういうようなものの中には沢山あるわけです。

これは、先程から申し上げておりますように、政令を受けるタイミングということもありますし、いろいろな面で、又、われわれが、いちいち集まっても具体的な面につきましては、非常に難しい問題がありまして、直接にそれを話し合うことが出来ないということ等もありまして、これは3村の集まりの中で国頭の方を主にして作業を進めてもらおうということで、添付資料についての中につきましては、一部協議したこともございますけれども、全部について、くまなく協議したということではございません。

ですから、今回ご指摘の議会の審議状況等の部分につきましては、国頭の方に確認したわけですが、担当者が不在でございましたので、助役の見解をお聞きしたわけですが、向こうの助役の見解も、とにかく添付の書類の中に議会議長の同意と申しますか、3村の村長と議会議長の同意書を添付しているのを、添付していることを、勿論これは審議はしておりませんが、一応そういうふうなことで本庁のご指導のもとに、こういうふうな表現になったのではないかとというようなことを、ご返事いただいたわけです。

状況などを聞いてみますと、今までの一部事務組合の手続きの段階で、9番議員がご指摘のように、確かにこれは重要な事項でございますので、事前にそういうものは審議すべきで

あると思いますけれども、これについては、異議はございませんが、これまでのところ、そのような手続きをとった事務組合という、この資料申請の段階の話でございますが、そういうふうな形は採ってなくて、議長と村長の同意書を付けて、書類を作成し、それを本庁に上げているというふうな、これは勿論、今の答弁と関係ないわけですが、そういうふうなことも聞いているわけです。そういうふうなことで、ご指摘のことにつきましては、大変重要な事項でございますし、しかも、議会の立場からいたしますと、直接住民の負担、生命財産にかかわることでございます。その点の協議の内容について、私共の慎重さが欠けていたということについては、ご指摘のとおりでございます。

一応これまで、東もその内容について、東の総務課長あたりが大分詳しいので、お聞きしようと思ったわけですが、留守でお会いできませんので、これまでの経過と、これまで私共が得ました内容を申し上げてご了解いただきたいと思っております。

○ 9番（松島重克君） 失礼ですが、今の説明では答弁にならないですね。

よって来た原因は何かと、責任の所在はどうかと、そういう解明をしなければということでお尋ねしているわけなんですけど、今の話では、村長も助役も総務課長も、こういう件については分からないようなお話です。

では、担当職員と国頭村の消防関係の人達に責任ありと、これは少しおかしいと思えますよ。

それだけの大宜味村の幹部の方々が、何回かの会合に出席されて同意するというので、公印も押されているわけですから、分からないということではおかしいんですよ。又、担当消防関係の方々に責任ありということも、どうでしょうかね。

それと議長の印鑑があるから議会が同意したと、全くもっておかしな考えですよ。

執行部は、村長が判を押せばそれで通るかも分かりませんが、議会は合議制ですよ。

全て議長は議員に諮って議会の意思を決定しているわけですよ。

こういう解釈はおかしいんですよ。

まして、この3の経緯には、アにはそういうようになっております。

出席したところの議長の同意は必要だと、しかし、イというものがあるでしょう。

議会の審議状況等、これが結局議長の決断では出来ないという表われなんですよ。

ところが、やりもしないことがなされたということは、大宜味村議会ないがしろにされていると言ってもいいのではないですか。

私は、そうしか受け取れない。まして幹部の方々、担当職員が10月19日までに何回か会合を持っておられる。そして、この書類に目を通していただければ、経緯の中にこういうことがある。そうすれば、申請時までには議会に対する働きかけなり何等かの措置を講ずるべきであ

ると、お分かりでなければいかんわけです。

それがなされなかった、おかしいですよ。

執行部は、急いでいるからということでしたのかも分かりませんが、議会の立場はどうなるか。

やりもしないことをやったと、内々に承認を与えていると、そして、内示後に審議することに同意していると、これはもつてのほかですよ。

議会軽視もはなはだしいと言われても、いたしかたないんじゃないんですか。

何故、こういうことになったか、大宜味村の立場をないがしろにするようなこういうことがなされているか、これは解明したいと思いますね。

どうですか。

○ 助役（新城繁正君） いま私が申し上げておりますのは、同意書の中に、3村の長と議長の同意するという書類が添付されているので、その書類を説明するというようなことだろうということなんですが、ご指摘の審議内容を議会の皆さんに申し上げなかったということは事実でございます、そこにつきましては、お答えしにくいわけですが、私の説明は、この同意書を取りつけたというような内容を、このような表現にしたのではないかというようなことでございます。

○ 9番（松島重克君） だから、今も申し上げましたように、議長の同意書が即議会の意思であるということであるならば、イというものは要らないんですよ。

議会の審議状況等と出ているからには、やはり議会というものは、合議制であるという意味から、こういう項目が設けられているということが普通の考え方であるべきです。

やりもしないことがなされると、議会の立場としては承服しがたいわけです。

それも、どういう経緯を経てなされたか分からんということでは、だから、失礼ではありますが、今までのお話では答弁にならないと、答弁としてお聞きするには、私は、余り答弁のもっていき方が違うんじゃないかと思っていますね。

○ 助役（新城繁正君） いま、御指摘の点につきまして、十分なお答えにならずに大変申し訳ないんですが、係りと煮詰まった情報を確認しましたところ、確かにイの見出しの場合の審議状況等というところに、議会議長により内々の承認を得ておりという表現になっておりますのに対しまして、9番議員からご指摘がありますように、議会の合意が得られた形になっているけれども、全く知らないということについて、当局は責任が持てるかというご指摘でございます。

係りから聞きますというと、このイの条項は、係りも全く話し合いの時に出来ず、申請の書類を持って行って、防災課の担当者の方で、こういうふうなことにしたということら

しいです。

電話で確かめてみたら、ですから私共も先程から申し上げていますように、部分的には私共の方では審議しなかった面も確かにあります。

先程も申し上げましたように、これについては、全く素人の集まりでもありますし、直接担当の県の防災課の係りの方が、よりそういうものについては広い知識をもっているし、これまで経験も豊かだというようなことで、私共としては、向こうの指導は信用したといえますか、そういうことになりますと、また怒られるか知りませんが、そういう意味でこの字句については、今まで協議はしなかったと、ご返事申し上げているわけです。

向こうの係りの話によりますと、そういうふうな形で一部事務組合の手続きはされているということで、今回の場合もこういうふうな表現をしたのであると、そういうことで、確かに議会の審議状況等という見出しの中にそれがあるということは議会の皆さんの審議を経たものだと受け取られて、実際にやってないものがそういうふうな表現になったということになりますけれども、先程申し上げたようなことで私共も係りが電話入れた時に、これがはっきり確認されたということですので、その点は私共の落ち度でございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 今のお話で感ずることは、県の防災課は関係村の議会が、そういう審議もしないで、説明も聞いておらないのに内々で承認していると、内示後条例審議をする同意をしているというようにしなさいとはっきりそういう指導がなされておりますか。

こんな指導ありますか。

それとその時点で申請する立場の方々が、議会がやっておらないことがやったように申請すると、果たして議会の立場をどのように考えておられるか。

おかしいではありませんか。

もし、お話のように、県の防災課が、やってもないものをやったようにしなさいというように指導しなければ、全くもってけしからんことであり、申請する側も内々の相談を得ておらない、説明もしておらない、条例審議の時にやりましょうという同意も受けてないのに、それをはいと言ってした、どちらも大変おかしい。

こんなことが地方公共団体の間で行なわれるということは、私は初めて聞きます。

お役所は、こんなものでしょうか。

全くあきれているんですが。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今の、確かに申請書類の中の議会の審議状況等となっているところに、議会が現実的にそのような状態でないのを入れたということは、確かに遺憾なことだと思っています。

この組合設立にあたりまして、その準備のために国頭村が常備消防を持っておりますので、事務は国頭村でやってもらうということで、事務を進めるに当たっても国頭村が責任を持って協議してやるというふうな話し合いで進めているわけなんです、この申請書類を出す段に当たりまして、先程も助役の方から答弁がありましたように、防災課に書類を持って行って、向こうでそれをそう入されたということでございまして、文書手続き上といたしましては、このようなやり方は、まことに遺憾なことだと思っているわけです。

当然、それを出すところの、これは国頭村長の名前で申請しているわけなんです、当然、このような書類というのは、向こうから話があるならば、持ち帰って来て、その状況を決裁権者に承認を得て提出すべきだと思うんですが、そのような手続きがなされないままに書類の書き替えをしたというふうなことは、先程も申し上げましたように、これは普通でいうところの書類手続き上逸脱しているのではないかと思っているわけです。こういうふうなことが行なわれているということは、非常に残念なことであるわけなんです、更にわれわれといたしましても、本当に申請書類が来ましたのは、私共が目を通しましたのは、先月の末でございまして、そういうふうなものに、十分配慮がなかったということは、申し訳ないと思っているわけでございます。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時55分）

再 開（午後4時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

午後6時まで会議時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって午後6時まで会議時間を延長することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時59分）

再 開（午後5時19分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日はこれをもって延会いたします。

延 会（午後5時20分）

第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第3号) 昭和55年2月15日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年2月15日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年2月15日 午後4時37分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 書 記 平 良 吉 清 君
助 役 新 城 繁 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第9号 国頭地区消防組合の設立について
- 日程第2 議案第1号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 昭和54年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 大宜味村宮田嘉里地区土地改良事業計画について
- 日程第10 会期の延長

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 副議長（平良真光君） 議長が都合によって欠席されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が代わって議長の職務を行ないますのでよろしく願いたします。

只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第9号を議題といたします。

○ 9番（松島重克君） 9号議案につきまして、発言をお許し願いたいと思います。

ご存知のように、昨日から9号議案の議事の進行が非常に停滞しているわけでありまして、

ましてこの議案は、時期的に制約をされ急がれているということも伺っているわけですが、ただ、ご存知のように審議状態があのような状態でありまして、議事の進行が非常におもしろくない。

そこで、議事の進行上の立場から、動議を提出いたします。

当局の答弁が答弁らしからぬ答弁に終始いたしておりますので、議会は、調査権を行使いたしまして、事実関係の調査をいたすべきでなかろうかと、これが議事を進め、制約されている時間内に決着をつける最良の方法であると思います。

問題点につきましては、ご存知のとおり、政令指定希望理由の3の経緯のイ議会の審議状況等についてであります。

この1点であります。

この点の事実関係の調査を議会としてやるべきである、これが議事進行の最良の方法であると思ひまして動議を提出いたします。

○ 8番（崎山喜弘君） 只今の動議に賛成いたします。

○ 副議長（平良真光君） 只今の動議は、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時09分）

再 開（午前10時18分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

10番入場。

ただいま、松島重克議員から、議事進行にかかわる事実関係の調査の動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたし

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 副議長（平良真光君） 全員賛成であります。

よって、本動議の議事進行にかかわる事実調査をすることに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時19分）

再 開（午後1時14分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

1 番入場。

議長が出席されておりますので、議長と交替いたします。

○ 議長（玉城一昌君） どうも失礼いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時15分）

再 開（午後2時8分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

調査結果について報告いたします。

入場前に調査と一緒にになりましたので、議長から報告いたします。

昭和54年10月19日付け、国消発第420号をもって国頭村長から、沖縄県総務部長に提出されている国頭村、大宜味村、東村一部消防組合政令指定申請書に添付された関係書類の内容中、議会の審議状況等の事項について、その内容の事実関係の調査をすることになり、関係機関において調査したことを次のとおり報告します。

国頭村の助役、総務課長、消防担当職員にお会いし、テープを聞いてもらい、向こうの意見を聞いたわけです。

イに書かれている事項について、議会の議決を得て書くべきであったと、遺憾に思うという事です。

向こうといたしましては、拡大解釈をいたしまして、3村の長、議長の同意を得ているものとしてそのように書いたと、政会指定の申請をする前に、3村の議会に対して打診して出すべきであったと、4月1日設立しなければならぬので、時期的に余裕がなくて、県からも催促があつて、調整が難かしかつたためにこうなつたと、国頭村長名で申請されておりますけれども、決裁は3村の長の決裁を受けてやるべきであったと、防災課の指導で記入したということでありましたが、他の市町村がやった申請や防災課の指導や助言を参考にして書

いたと、国頭村に責任を持たしたような発言でありましたが、事務に苦勞しているが申請書類に対しての責任の分担は3村とも負うべきでないかと、以上簡単に報告いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時12分）

再 開（午後2時21分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

昨日に引き続き、議案第9号の質疑を行ないます。発言を許します。

○ 13番（平良嘉清君） 資料の6ページに消防水利の充足率が12%と非常に低いわけですが、説明によりますと、59年までは、施設関係について予算が計上されるということですが、そこでお伺いしたいことは、具体的な話し合いの中で、どのような形で予算の関係或いは施設の関係で、何か話がなかったかどうか。

○ 助役（新城繁正君） 只今ご質疑になっております消防水利の基準数に対する現有数、それから不足数ということですが、それを年次的に計画について話し合いがあったかどうかという質問だと受け取っておりますが、何年にどうするという具体的な話し合いは、されておられません。

○ 13番（平良嘉清君） 予算についてございますが、もし具体的なものがなければ、予算は各市町村毎に予算の分割りがあると思いますが、その予算の分割りについて、施設関係はなされるのであるのか。

○ 助役（新城繁正君） 資料の中に、財政需要見込み一覧表がございまして、年5%の伸びを見込んで数字をはじき出しているわけです。

それに関連いたしまして、先程の施設関係をどうするかと、率でやるのかプールでやるのかという質問だったと思いますが、一部事務組合がスタートいたしますと、負担率につきましては一覧表でもご存知のように、大体こういうふうにくだろうということですが、施設関係につきましては全体的な面から見なければいけないのではないかとこのように考えております。

予算と施設充実強化についての話し合いにつきましても、十分な話し合いはなされておられません。

○ 13番（平良嘉清君） これが運営上において大きなものだと思うわけですが、これについては、確固たる念書など加えてないかどうか。

○ 助役（新城繁正君） 休憩の時にも触れたかと思いますが、確かにご審議願います規約につきましても、そういうふうな疑問点が出て来るか所もございませぬ。

したがいまして、先日の会合におきましても、規約だけでは将来どうだろうということで、

発議がございまして、3村の自治体の約束も必要でないかというようなことで、話し合いはされています。ですから、規約の審議をお願いして後の一部事務組合の事務段階におきまして、そういうものが具体化していただろうと考えています。

○ 7番（山川正行君） 規約の14条の2項の中に、職員の採用条件が書かれています。説明を聞きますと、各村に人員が割り当てられているというふうに聞いているわけですが、この規約の2項からしますと、管理者が消防長を任命して、消防長が管理者の承認を得て職員を採用できると、その辺を今後の疑問が出て来ると思うんですが、そのあたりの確約を交わしておく必要があると思うわけですが、どうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その件につきまして、3村長で話し合いは一応やっているわけです。

職員定数についてですが、これで随分長い間もめたわけです。

最初の事務段階における調整の時期に、40名以上の案が出まして、そのような沢山置くとすると、負担過重になると、消防を現在より前進させることを先ず考えようということで、人員を34人にしようという話し合いをしています。

この規約におきましては、消防の職員は消防長が任命するということになっているわけですがそれが3村とも負担はしているわけであるから管理者だけに一任するということは問題であると、それで事前に負担率に応じたところの職員数を各村に割り当てるといように話し合いはやっているわけです。

○ 7番（山川正行君） 確かに、おっしゃるように、そういう話は伺っていますが、私が申し上げていますのは、この規約から見ると、話し合いだけでは、やはり職名だけが大きく影響してくるという感じを受けるわけです。職員採用の際に、この規約からすると、そう受け取れるわけですね。

管理者と消防長の権限が大きく左右するというふうに受け取れるわけです。だから、先程の話し合いは聞いているわけですが、そういったようなものに対して、将来間違いなくそういうふうを実施されるという確約が必要と思うんです。

その点についてどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確約書は、交わしておりませんが、話し合いでは、そのようにやりましょうという同意はしております。

○ 7番（山川正行君） この規約にある管理者は、3村の長とみなしてよろしいでしょうか。大宜味と東は副管理者となると思うんですが、この規約に管理者の承認を得てとありますね。それを3村の長と考えていいわけですか。職員の採用の際に、3村の長の承認を得てやるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） この規約からしますと、人事権は管理者にあるわけです。そういうふうなことからしましてこれは事前に話し合いする必要があろうということで、今月の2日に集まりました時に、負担金に応じたところの人員の割り振りをしようという話し合いをしているわけです。

副管理者は2人ということになっているわけですが、この規約からしますと、管理者は絶対権限があるようになっているわけですね。しかし、副管理者としても、管理者に対して意見具申とかはできると思うわけなんです。

○ 7番（山川正行君） この問題は、村民からよく聞かれるわけです。

現在は約束しているから出来るとしても、将来に向けていろいろな形で職員の変動があるという場合に、どういう形になるのかということは、非常に関心があるわけです。

それで何等かの形で確約があってしかるべきと思うわけですが、確約する必要はありませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは、確かに将来に向けて必要なことと思うんです。

発足しますと、組合議会というものが出来ます。

その組合議会あたりで、念のために記録に残しておく必要があろうかと思うんです。

又、今度話し合いされたものは、3村の準備会での確認事項といいますか、3村の長が確認したということで文書に残しておく必要もあろうかと思うんです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時42分）

再 開（午後2時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第9号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 国頭地区消防組合の設立について採決いたします。
本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時46分)

再 開 (午後3時07分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第2 議案第1号より日程第9 議案第8号までを一括議題といたします。

議題検討のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後3時08分)

再 開 (午後4時35分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

この際、会期の延期を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第10 会期の延長を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は2月15日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を2月20日まで5日間延長いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって会期は2月20日まで5日間延長することに決しました。

更におはかりいたします。

議事の都合により、2月16日から18日まで3日間休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、2月16日から2月18日までの3日間は休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦勞さんでした。

延 会（午後4時37分）

第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第4号) 昭和55年2月19日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年2月19日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年2月19日 午後4時41分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城保雄君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第4号）

日程第1 議案第1号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第2号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第5号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第6号 昭和54年度大宜味村一般会計補正予算

日程第7 議案第7号 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第8 議案第8号 大宜味村宮田嘉里地区土地改良事業計画について

7. 会議に付した事件

日程第1 議案第1号から、日程第8 議案第8号までの事件。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は、別紙のとおりであります。

日程第1 議案第1号より、日程第8 議案第8号までを一括議題といたします。
議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時40分）

- 副議長（平良真光君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって延会いたします。

大変ご苦勞さんでした。

延 会（午後4時41分）

第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第5号) 昭和55年2月20日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和55年2月20日 午前10時00分)

閉 会 (昭和55年2月20日 午後5時40分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	厚生課長	稲福幸三君
助役	新城繁正君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君
教育長	宮城松一君	技手	平良晋君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第5号）

- | | | |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 昭和54年度大宜味村一般会計補正予算 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 大宜味村営田嘉里地区土地改良事業計画について |

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は、別紙のとおりであります。

日程第1 議案第1号より、日程第8 議案第8号までを一括議題といたします。

4番退場。

議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時19分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
5番退場。

これより議案第1号の質疑に入ります。発言を許します。

- 9番（松島重克君） この議案の提案に至るまでの審議会の模様などを休憩時にお聞きしたわけですが、当局が提案されるまでに町村会の審議会、本村の審議会の答申を受けられて提案されておられるわけですが、審議会以外の資料も検討なされた上でのものではなかろうかと思うわけですが、そういうことから考えまして、この議案に出ている数字は隣村との均衡或いは交付税内の見通しの上に立って提案されているのではないかと考えているわけですが、この辺のところについて、当局の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

- 村長（根路銘安昌君） 今度の改正につきましては、おっしゃるとおり、町村会の審議会の答申したものを参考にし更に、村の審議会の審議を得まして、その答申を得たわけですが、本案ならば、条例で規定している村の審議会の答申を尊重しなければいかんわけですが、答申を受けて後、いろいろ情勢の変化があったわけです。

そういうふうな情勢の変化をとらえまして、額というよりも、長に対するパーセント、村の審議会が出しましたパーセントを少々手直したわけです。

手直しすることによって、大方の国頭郡とのにらみといたしますか、それまでいかんかも知らんが、報酬審議会のものを幾分か上げることにおいて緩和されるということで手直して提案しているわけです。

- 9番（松島重克君） 県の審議会、或いは村の審議会を経て来たものを多少手直したということは、当局もそれなりの検討をなされた上での手直しだと思っておりますが、当然、各審議会の審議の中にあっても、近隣町村との均衡或いは交付税とのにらみ合わせ等が十分考えられているというようなことから、審議会あたりの資料も十分参考にされているのではないかとと思いますが、そういう考え方に立っておられるでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるように、町村会のものも資料として審議会に出しています。

国頭郡の各市町村の現状の資料も出しています。そういうふうなものも踏まえてのもでしたが、その後、いろいろ変化がございまして、手直ししましたのは、国頭郡を見まして、そのようなものと、やや合わせていこうということで手直したわけです。

○ 9番（松島重克君） 私がお聞きしたいのは、当然県の審議会あたりでも均衡とか、交付税あたりも多少勘案されたところの答申を出されていると思いますが、そしてこれを受けられたところの村の審議会も、こういうものも含めて検討された上で、長に答申されていると、そういう答申を受けられて他の資料も検討されて長が手直しされたということは先程から申し上げていることも全部含めた上での数字が出て提案されているものと考えてよろしいですかということをお聞きしているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時32分）

再 開（午後2時36分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今のご質問の点でございますが、確かに県の町村会の審議会の審議委員の方々には行政におきましても、又、一般的に学問上におきましても権威のある方達でありますので、各面からの検討しての答申であろうと思っているわけです。それと幾分違ったところがありますが、国頭郡地域の状況を加えましてこの提案になっているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する審議を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。よってこれをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第2号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。よってこれをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第3号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第4号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第5号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番(松島重克君) このベースアップをみますと、アップ率が5.38%になっています。人事院が勧告しているのは、3.07%、手当込みで3.7%ということで、人事院勧告と提案されている数字が大分差が出ているわけですが、この辺についての説明をお願いいたします。

○ 村長(根路銘安昌君) 確かに人事院勧告のものからしますと、率にしますと高いわけです。それも、去った11月に期末手当を0.3か月分カットいたしまして、その見返りとしたしまして、平均して1,000円を上げて改正しようということと、更に県全体的な状況をみますと、大方の町村が定額にしまして給料のみ7,000円の改定が組合との中で出て来ているわけです。そういうことで、本村も組合と団交している町村と並みというふうなことで平均7,000円ということとやっているわけですし、それからしますと、幾分か人事院勧告よりは高くなっているような状況です。

○ 9番(松島重克君) 最近、公務員の給与に対しまして、一般の住民が非常に関心を

持っているわけです。マスコミを通じまして考えられるところにおきましても、そういうことで、自治省あたりが、この問題を取り上げているようです。ところでこの問題につきまして、よく違法給与とか、ヤミ給与ということが言われていますが、当局において、違法給与とかヤミ給与というものは、どういうものを指すのか、お聞かせねがいたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにヤミ給与とか、そういうものが、マスコミで報道されています。マスコミの報道にもありますように出張してないものを出張したようにやるとか、超勤をしないのにしたようにするというのが主であると思うわけですが、一部には、共済会の方に補助をして、そこから職員に流しているというふうなものではないかと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 最近、自治省の考え方が、こういう違法給与、ヤミ給与、或いは国家公務員を上回る給与を支給している自治体に対して、3月に予定されている特別交付税の配分の折りに、従来よりも以上の減額でもって臨むと、自治体では、財源の不均衡だと言っているようですが、どこも私の感じ、或いは一般の受け方としては、制裁的な面も含まれているのではないかというような受け取り方が強いようです。本村には、違法給与、ヤミ給与は先ずないと考えますと、今度は、国家公務員を上回るものを支給する場合には、こういう自治省の措置がとられるということになりますというと、3月に予定されております特別交付税の配分において本村はその対象になるだろうか、この辺はどのようにお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今おっしゃるのは、国家公務員の給与を上回るものに対しては、特別交付税から減額されると言われているが、本村におきましてもそれが対象になるかというご質問だと思うんです。

本年度のものにつきましては、はっきり申し上げますと、給料にはないと思っています。

給与の中で、国家公務員が期末手当で4.9ですので、本村が現在5.2でございますので、そのようなところが対象になりはしないかと思っているわけです。

どう引かれるかということは、はっきり分かりませんが、自治省が言っているのは、そのようなものを対象にしているのではないかと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 自治省においては、既に調査が進められているようです。その該当する町村は、54年度は、上回るだろうというようなことが調査の結果出ているようなことですが、本村では、今の話からしますと、期末手当がその対象になりはしないかということでもあります。

当然考えられることでありますが、月々の給料のアップ率が人事院勧告より上回っているということについては、減額の対象になりはしないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 給料についての対象は、ラスパイレス指数が対象になるのでは

ないかと思っているわけです。

今年4月1日現在のものが100.8でありますので、これは対象にならないだろうと考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） 従来、国家公務員を上回る給与を支給した場合には、支給した額の9割を減額すると、本年度はその残された1割にも減額が及ぶということになっているようですが、今のお話からしますと、本村のこのベースアップは対象にならないだろうということですが、この減額の措置は、従来なされていたということでもありますので、従来は減額の対象になっていたのか。

もし、減額の対象になっておれば、どれどれが減額になっていたのか、お聞かせねがいたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 減額の件でございますが、いくら減額になっているかということは秘密の中の秘密のようでございますが、われわれがいくら聞いてもそれだけはおしえてくれないわけです。

とにかく引かれるということは言っていますがいくら聞いてもおしえてくれないわけです。

○ 9番（松島重克君） 今までは秘密の事項であったと思いますが、今日はマスコミを通じて公表されているわけです。従来は、国家公務員を上回った給与を支給したものの9割を減額していたと、本年度は、その残された1割も減額の対象になるということですので、ほぼ全容は表われているわけです。だから、それからおして本村は、従来どれとどれが減額の対象になっていたかということは、交付税なり、或いはそれなりの説明も県から受けておられるのではないかと思いますので、どれとどれが減額の対象になっていたかということはお分かりでなからうかと、そのへんはどうでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに新聞報道では、どうということが出ているようですが、私達が直に聞きますと、実際にいくら引かれたとおしえてくれないわけです。ですから従来から考えますと、給与関係にならうかと思えます。

給与との関係もあろうかと思うわけなんです、われわれが分からないぐらい複雑で難しい計算があるわけです。

本村で3か年ぐらい前は、ラスパイレス指数が106ではなかったかと思うわけです。

それから県全体の平均もそんなものであったと思うわけです。しかし、去年の4月1日のものを地方課に報告しているのをみますと、100.8になっているわけです。

ラス指数がご随分下がって来ているわけです。

そうしますと、毎年の基礎というのが変わって来るとは思いますが、又、一面に、本村の給与表の昇給の差で1号給差が1,800円でございます、それ以上に定昇があるのではない

かというふうなことも考えられまして、53年にも人勸より上がっているわけですが、ラス指数は下がって来ているわけです。でありますので、来年のラス指数が、こう上げた場合どうなるかということ、われわれ予想が出来ませんので、はっきり申し上げることが出来ないわけです。

○ 9番（松島重克君） それは先程お聞きしたわけです。本年度にかかるものにつきましては、はっきりしないと、期末手当は減額の対象になるだろうということは先程お聞きしたわけです。

本年度は分からないので、過去において、金額については不明であっても、期末手当と給与と対象になっていた。減額措置が講じられていた。或いは、期末手当だけであったというぐらいはお分かりだろうと思ってお聞きしているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 県の方からの特別交付税から差し引かれる件につきましては、私共に、県の方から言って来ましたのは手当であったわけです。給料については別になかったわけです。

それで最近、給与も含まれるであろうということ、われわれ直接聞いてないんですが、職員が研修に行きますと、そういうふうなことを言っていたということです。ですから、われわれは今まで、期末手当にだけ該当するのではないかと思っていたわけです。で、今、給与にもするというふうなことでございまして、それからしますと、過去において、期末手当ははっきりしているわけなんです、給与について、何時から適用させたかということ分かりませんので、はっきり申し上げることは出来ません。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時05分）

再 開（午後3時18分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第6号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番（山城宗喜君） 農業構造改善費の19節に、14,595千円計上されていますが、説明

で共同給水施設工事補助金となっていますが、この内容についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案の説明時にも概略申し上げたわけですが、緊急構造改善事業で予定しているところの喜納の簡易水道でございます。

当初計画におきまして、55年度の計画をいたしていたわけですが、ところが、県の方から、今年でやってくれないかという話がございまして喜納地域の方々と相談いたしまして、地元としても受け入れ出来るということでございましたので、1か年早目まして計画しているわけですが。

○ 3番（山城宗喜君） 工事施行に当たります個人の負担金があると思いますが、この負担金を支払う世帯数はどうなっていますか。負担金の額は一所帯でどのくらいの金額になる予定ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その工事の負担金につきましては、地元も了解をしているようでございます。実際の額については、担当者が留守しているようで、後程報告したいと思っております。

○ 3番（山城宗喜君） 工事着工の予定は何時頃ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは遅れてまいりまして、年度内で工事完了しなければいかんわけですので、予算が通りますと、できるだけ早く着工出来るようにやっていきたいと思っております。

○ 13番（平良嘉清君） 児童福祉費に保育所建設基本図設計委託料が計上されていますが、これは話の段階だと思っておりますが、場所と事業年度の推定についてお伺いいたします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） この委託料をお願いいたしましたのは、昭和55年度の保育所施設整備計画に伴う協議書の添付書類でございまして、一応、その計画図がないと国と協議できないということをお願いしているわけですが。

○ 13番（平良嘉清君） 今の答弁では、事業年度も分からんし、場所も分からんと、要求されたから出したということでしたが、前の議会でも事業年度について話したつもりですが、見通しについてお伺いします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 一応55年度に計画しているわけですが、県の方にも実現性が見通しをお伺いしたわけですが県としても、今のところお答えすることは出来ないと、県と国の協議が3月末頃から始まるわけですが、6月頃にならないと内示は来ないわけですので、6月末までは約束できないというお答えでした。

○ 13番（平良嘉清君） 保健衛生総務費の19節で、村献血推進協議会補助金100千円計上されていますが、この事業の内容についてお伺いします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 先月、村において、献血推進協議会を結成したわけですが。県

としても、血液が絶対足りないということで、血液の確保のために運動しているわけですが、それに伴って市町村もお互いの生命は、守るんだということで献血推進協議会をつくっているわけです。

それで献血も3月までに2回ほど本村でやることになっていますが、その費用であるわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時30分）

再 開（午後3時37分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番議員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 技手（平良 晋君） 喜納の水道の件ですが、受益者負担は事業費の $\frac{1}{3}$ の半分でありますので、2,919千円が受益者の負担になります。受益者戸数が14戸です。

○ 13番（平良嘉清君） 農業振興費の貸屋、黒ほ病抜き取り作業備人料として45,500円計上されていますが、この実績はどうなっているか。需用費にさとうきび農薬代1,141千円計上されていますが、配布については前年度のものをするのかどうか。

さとうきび土壌改良剤はどのような形で配布するのか。

○ 助役（新城繁正君） 担当課長、職員が不在でございますので、私もそれにつきましての事情を十分聴取しておりませんし、お答え出来かねますので、課長が戻りましたらお答え申し上げたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時42分）

再 開（午後3時49分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

13番議員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 経済課長（仲村順三君） 黒ほ病の抜き取り作業の実績は、係りの方に聞いたら、4月5月にかけて黒ほ病の発生がなくて行なっていないようです。

この予算に伴う黒ほ病の作業については、今度の収穫のものに対して3月中で処理していきたいと考えています。それから、農薬と土壌改良剤の配布の方法ですが、これは、さとうきび合理化緊急対策事業に伴うものでありまして、出来るだけ昨年配布対象したもの以外のものに充てようということとしています。

○ 13番（平良嘉清君） 黒ほ病の抜き取り作業についてですが、この予算の使途についての明確な線は出ていませんが、有効利用すればいいと思うんですが、この予算の使途につい

ては、どのような形ですか。土壌改良剤については、酸度の強い所もあるし、アルカリ性の所もあるし、この取り扱いについては、どのような形で、改良剤を配付するか。

○ 経済課長（仲村順三君） 黒ほ病の防除については、これから行なうわけですが、これに伴う資機代に充てるのが需用費に計上している消耗品です。それで、傭人をして防除に充てようということで賃金に計上しているわけです。土壌改良剤は、主に苦土石灰でPHの調整をしていますので、当然、PHの高い所にとということで配布の計画をしています。

○ 13番（平良嘉清君） 1,690千円という額は、対象になるような土壌酸度の調査資料があるかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 対象となる資料となれば、土壌改良を必要とする面積はいくらかということになるかと思うんですが、そういうふうな調査をした資料はございませんで、予算の範囲内で、PHの高い所を優先的にとということで改良剤の配布を行なうということで計画をしているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。よってこれをもって本案の質疑を終結いたします。

これより、議案第7号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。よって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第8号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

お諮りいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。よってこれをもって本案の質疑を終結い

たします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時58分)

再 開 (午後 4 時52分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程終了するまで、会議時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。よって、本日の日程が議了するまで、会議時間を延長することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 4 時53分)

再 開 (午後 5 時28分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

4 番入場。

これより議案第 1 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 1 号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。よって本案は、原案どおり可決されました。

これより議案第 2 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。よって本案は、原案どおり可決されました。

これより議案第3号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。よって、本案は、原案どおり可決されました。

これより議案第4号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第5号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。よって本案は、原案どおり可決されました。

これより議案第6号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 昭和54年度大宜味村一般会計補正について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第7号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。よって本案は原案どおり可決されました。

これより議案第8号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 大宜味村宮田嘉里地区土地改良事業計画について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後5時34分)

再 開 (午後5時39分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任されました。

これをもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、これをもって昭和55年第1回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後5時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

大宜味村議会副議長 平 良 真 光

署名議員（9番） 松 島 重 克

署名議員（10番） 前 田 貞四郎